

第二二回

参第七号

日本分譲住宅公社法施行法（案）

（改組）

第一条 住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）（以下「公庫法」という。）による住宅金融公庫（以下「公庫」という。）は、次条から第五条までの規定により、日本分譲住宅公社法（昭和三十年法律第 号）（以下「公社法」という。）の規定による日本分譲住宅公社（以下「公社」という。）になるものとする。

（改組委員）

第二条 建設大臣は、改組委員を命じて、公庫を公社にするために必要な事務を処理させる。

（出資の引当）

第三条 公庫に対する政府の出資は、これを公社法第五条第一項の規定による公社に対する出資に引き当てるものとする。

（設立）

第四条 改組委員は、公庫を公社にするために必要な事務を完了したときは、その事務を公社の総裁に引き継ぐものとする。

- 2 総裁が前項の事務の引継を受けたときは、総裁、副総裁及び理事の全員は、遅滞なく設立の登記をしなければならない。
- 3 公社は、設立の登記をすることにより成立する。

（公庫の公社への吸収及び権利義務の承継）

第五条 公社が成立したときは、公庫は公社に吸収されるものとし、公庫の権利義務は、公社が承継する。

（職員の引継）

第六条 公社成立の際現に公庫の職員である者は、公庫の総裁が指名する者を除き、その時において公社の職員となるものとする。

（訴訟の受継）

第七条 公庫を当事者又は参加人とする訴訟で公社成立の際現に係属しているものは、その時において公社が受け継ぐ。

- 2 公庫の総裁を当事者又は参加人とする訴訟で公社成立の際現に係属しているものは、その時において公社の総裁が受け継ぐ。

（公社の予算及び公社による公庫の会計に関する事務の処理）

第八条 公庫の昭和三十年の予算のうち公社成立の日の前日までに執行されなかつたものは、公社が執行すべき昭和三十年の予算となるものとする。

- 2 公庫の昭和三十九年度及び昭和三十年の予備費の支出、決算その他の会計に関する事務については、公社成立の後においては、従前の例により公社が行う。

(公社による公庫の業務の引継)

第九条 公社は、公社法第二十九条の規定にかかわらず、公社成立の日前に公庫が資金の貸付契約を締結した者に対する当該資金の貸付及びその貸付金の回収に関する業務、公社成立の日前に公庫が貸し付けた貸付金の回収に関する業務その他これらの業務に附帯する業務を行うことができる。

(公社法の罰則の適用)

第十条 公社法第九十四条第三号の規定の適用については、当分の間、「第二十九条」とあるのは「第二十九条及び日本分譲住宅公社法施行法（昭和三十年法律第 号）第九条」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

第十一条 この法律に規定するものを除くほか、公庫の公社への改組及び公社による公庫の業務の引継に関し必要な事項は、政令で定める。

(公庫法等の廃止)

第十二条 次に掲げる法律は、廃止する。

住宅金融公庫法

産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）

(北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正)

第十三条 北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条及び第九条を次のように改める。

第八条及び第九条 削除

第十一条を削る。

(昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法の一部改正)

第十四条 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

(経過措置)

第十五条 第九条に規定する業務並びに公庫から資金の貸付を受けた者及び公社から資金の貸付を受ける者については、前三条の規定による廃止又は改正前のこれらの条に掲げる法律の規定（罰則の規定を含む。）（以下「諸法律の規定」という。）は、当分の間、なおその効力を有する。この場合において、諸法律の規定中「住宅金融公庫」又は「公庫」とあるのは「日本分譲住宅公社」と読み替えるものとし、諸法律の規定の適用については、公庫の行つた貸付その他の行為は、公社が行つたものとみなす。

(恩給)

第十六条 公庫の役員又は職員であつた者で第十二条の規定による廃止前の公庫法第三十八条の三第一項の規定により恩給法(大正十二年法律第四十八号)第二十条第一項に規定する文官であつて国庫から俸給を受ける者として勤続するものとみなされるものに係る恩給については、なお従前の例による。

(登録税法の一部改正)

第十七条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条中第二号ノ三を削り、第二号ノ二を第二号ノ三とし、第二号の次に次の一号を加える。

二ノ二 日本分譲住宅公社自己ノ為ニスル登記又ハ登録

第十九条第十一号ノ四中「住宅金融公庫」の下に「又ハ日本分譲住宅公社」を加え、同条中同号の次に次の一号を加える。

十一ノ五 日本分譲住宅公社法第三十三条ノ規定ニ依リ日本分譲住宅公社ガ住宅等ヲ譲渡シ及土地ヲ賃貸スル場合ニ於ケル当該譲受人ノ住宅等及土地ノ権利ノ取得ノ登記

(印紙税法の一部改正)

第十八条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中第五号ノ二を削り、第五号ノ三を第五号ノ二とし、以下第五号ノ七まで順次一号ずつ繰り上げ、第六号ノ五ノ二の次に次の一号を加える。

六ノ五ノ三 日本分譲住宅公社ノ発スル証書、帳簿

(恩給法の一部改正)

第十九条 恩給法の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第十号中「住宅金融公庫」を「日本分譲住宅公社」に改める。

(所得税法の一部改正)

第二十条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中「住宅金融公庫、」を削り、同項中第四号の次に次の一号を加える。

四の二 日本分譲住宅公社

(法人税法の一部改正)

第二十一条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「日本電信電話公社、」の下に「日本分譲住宅公社、」を加え、「住宅金融公庫、」を削る。

(郵便貯金法の一部改正)

第二十二条 郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第六号中「日本電信電話公社、」の下に「日本分譲住宅公社、」を加える。

(会計検査院法の一部改正)

第二十三条 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条第六号中「及び日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第七十条第二項」を「、日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第七十条第二項及び日本分譲住宅公社法（昭和三十年法律第 号）第七十九条第二項」に改める。

第二十九条第六号中「及び日本電信電話公社法第七十条第二項」を「、日本電信電話公社法第七十条第二項及び日本分譲住宅公社法第七十九条第二項」に改める。

（建設省設置法の一部改正）

第二十四条 建設省設置法（昭和三十二年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二十三号の二を次のように改める。

二十三の二 日本分譲住宅公社の業務の監督その他日本分譲住宅公社法（昭和三十年法律第 号）及び日本分譲住宅公社法施行法（昭和三十年法律第 号）の施行に関する事務を管理すること。

第三条第二十六号の二及び第二十六号の三中「又は日本電信電話公社」を「、日本電信電話公社又は日本分譲住宅公社」に改める。

第十条第一項の表住宅対策審議会の項下欄中「関係行政庁に建議すること。」を「関係行政庁に建議し、その他日本分譲住宅公社法に基く権限を行うこと。」に改める。

（大蔵省設置法の一部改正）

第二十五条 大蔵省設置法（昭和三十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号中「、中小企業金融公庫及び住宅金融公庫」を「及び中小企業金融公庫」に改め、同項中第六号の二を次のように改める。

六の二 住宅金融公庫の残務の整理に関する業務の範囲内において、日本分譲住宅公社を監督すること。

（国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律の一部改正）

第二十六条 国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律（昭和三十四年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「及び日本電信電話公社」を「、日本電信電話公社及び日本分譲住宅公社」に改める。

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第二十七条 特別職の職員の給与に関する法律（昭和三十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二十七号の次に次の一号を加える。

二十七の二 日本分譲住宅公社の経営委員会の委員

（政府契約の支払遅延防止等に関する法律の一部改正）

第二十八条 政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和三十四年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「日本電信電話公社」の下に「、日本分譲住宅公社」を加える。

(国庫出納金等端数計算法の一部改正)

第二十九条 国庫出納金等端数計算法(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「日本電信電話公社、」の下に「日本分譲住宅公社、」を加え、「住宅金融公庫、」を削る。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正)

第三十条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「日本電信電話公社、」の下に「日本分譲住宅公社、」を加え、「住宅金融公庫、」を削る。

(公職選挙法の一部改正)

第三十一条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第一百四十五条第一項及び第一百六十六条第一号中「又は日本電信電話公社」を「、日本電信電話公社又は日本分譲住宅公社」に改める。

(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正)

第三十二条 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「住宅金融公庫」を「日本分譲住宅公社」に改める。

第二条第一号中「住宅金融公庫総裁」を「日本分譲住宅公社総裁」に改める。

(北海道開発法の一部改正)

第三十三条 北海道開発法(昭和二十五年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号中「又は日本電信電話公社」を「、日本電信電話公社又は日本分譲住宅公社」に改める。

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正)

第三十四条 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第百七十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「日本電信電話公社、」の下に「日本分譲住宅公社、」を、「規程」の下に「又は規則」を加え、「住宅金融公庫、」を削る。

第十条第一項中「及び日本電信電話公社」を「、日本電信電話公社及び日本分譲住宅公社」に、「及び日本電信電話公社総裁」を「、日本電信電話公社総裁及び日本分譲住宅公社総裁」に改める。

(港湾法の一部改正)

第三十五条 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第三項中「日本電信電話公社」の下に「、日本分譲住宅公社」を加える。

（地方税法の一部改正）

第三十六条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一号中「日本電信電話公社、」の下に「日本分譲住宅公社、」を加える。

第七十二条の四第一項第二号中「日本電信電話公社、」の下に「日本分譲住宅公社、」を加え、「住宅金融公庫、」を削る。

第七十三条の四第一項第一号中「日本電信電話公社、」の下に「日本分譲住宅公社、」を加える。

第七十三条の六の次に次の一条を加える。

（日本分譲住宅公社から住宅等が譲り渡された場合における不動産取得税の非課税）

第七十三条の六の二 道府県は、日本分譲住宅公社が日本分譲住宅公社法（昭和三十年法律第 号）第三十三条の規定により住宅等を譲り渡した場合における当該住宅等の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

第七十三条の七第十一号中「住宅金融公庫の」を「日本分譲住宅公社が行う」に、「住宅金融公庫が」を「日本分譲住宅公社が」に改め、同条中第十号を削り、第十一号を第十号とし、以下順次一号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

十三 日本分譲住宅公社が日本分譲住宅公社法施行法（昭和三十年法律第 号）

第五条の規定により住宅金融公庫の不動産を承継する場合における当該不動産の取得

第七十三条の十四第七項中「住宅金融公庫から」を「旧住宅金融公庫又は日本分譲住宅公社から」に、「住宅金融公庫法」を「旧住宅金融公庫法」に、「同法同条第四項の規定による貸付を受けた者」を「同法同条第四項に規定するもの」に、「住宅金融公庫の貸付金」を「当該貸付金」に改め、同条第八項中「住宅金融公庫法第十七条」を「旧住宅金融公庫法第十七条（日本分譲住宅公社法施行法第十五条の規定により効力を有する場合を含む。）」に改める。

第四百四十六条第二項中「及び日本電信電話公社」を「、日本電信電話公社及び日本分譲住宅公社」に改める。

第二百九十六条第一号中「日本電信電話公社、」の下に「日本分譲住宅公社、」を加える。

第三百四十八条第二項第二号中「日本電信電話公社、」の下に「日本分譲住宅公社、」を加える。

第四百四十三条第二項中「及び日本電信電話公社」を「、日本電信電話公社及び日本分譲住宅公社」に改める。

第七百四条中「日本電信電話公社」の下に「、日本分譲住宅公社」を加える。

（公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正）

第三十七条 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「住宅金融公庫、」を削る。

（土地収用法の一部改正）

第三十八条 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三十号中「国」の下に「、日本分譲住宅公社」を加える。

（道路法の一部改正）

第三十九条 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第三十五条中「若しくは日本電信電話公社」を「、日本電信電話公社若しくは日本分譲住宅公社」に改める。

（公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部改正）

第四十条 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「日本電信電話公社」の下に「、日本分譲住宅公社」を加える。

（国家公務員等退職手当暫定措置法の一部改正）

第四十一条 国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「住宅金融公庫」を「日本分譲住宅公社」に改める。

（罰則）

第四十二条 この法律による他の法律の廃止又は改正前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

この法律中、第一条から第五条までの規定及び第十一条の規定中これらの条に関する部分は公社法施行の日から、その他の規定は政令で定める日から施行する。

理 由

日本分譲住宅公社法の施行にともない、住宅金融公庫の日本分譲住宅公社への改組及び住宅金融公庫の残務の整理等について必要な規定を設け、かつ、関係法令の改廃を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。